

高鍋町お試し滞在制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住人口の増加を図るため、本町に移住・定住することを目的とした活動を実施するために本町を訪れる県外在住者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている住所が宮崎県外にある者
- (2) 本町への移住を目的として、次に掲げるいずれかの活動を行うために本町を訪れた者
 - ア 町内で住居を探す活動
 - イ 町内で仕事を探す活動
 - ウ 町内の地域情報を収集する活動
- (3) 本町に滞在している期間中に、本町の移住・定住担当職員と面会し、移住・定住に関する相談を行った者
- (4) 移住に関するアンケート等に協力し、滞在期間中に体験したこと、本町に滞在して感じたこと等を報告できる者
- (5) 観光等の旅行に伴う宿泊を目的として利用するものでない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である場合
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）である場合
- (3) 暴力団関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合
- (4) その他町長が補助金の交付の対象者として不適当と認めた者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助対象者が、前条第1項第2号に掲げる活動のために町内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定による旅館業を行うための施設その他対価を支払って宿泊する施設をいう。）に宿泊した場合の宿泊費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1人当たり1泊宿泊料金（宿泊するために必要となる1室の利用料金をいう。ただし、追加分の飲食料金を除く。）の2分の1以内とし、同一年度内で7泊分を限度とする。ただし、1泊当たりの補助額は、1人3,000円を限度とする。

2 同行者（補助対象者ととともに補助対象活動を行う者で、かつ、年齢がこの補助金の

交付申請をする日において 18 歳未満でない者をいう。以下同じ。) が前条の宿泊施設に宿泊する場合の補助額は、前項に定める額と同額とする。ただし、同行者の数は 1 名までとする。

- 3 補助額の合計に、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高鍋町お試し滞在制度補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする宿泊日の前日から起算して 7 日前までに町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び同行者の現住所を証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類
(実績報告)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、補助対象活動が終了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 高鍋町お試し滞在制度補助金活動報告書（様式第 2 号）
- (2) 宿泊料の領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類
(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和 4 年 4 月 5 日から適用する。